

公共施設等総合管理計画の改訂及び個別施設計画の策定について

1 取組の背景

インフラ長寿命化基本計画に基づき、各府省庁では令和2年度の早い時期までに個別施設毎の長寿命化計画の策定を進めるよう所要の働きかけを行っており、本市では平成31年1月8日付30文科施第396号「個別施設計画の策定について（通知）」（文部科学省大臣官房長）を受け、学校長寿命化計画の策定に着手したところだが、小金井市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）の策定以前から取り組まれていた市営住宅、橋りょう、下水道以外の施設等においては未策定である。

総合管理計画は、中期的な取組の方向性を明らかにするものであり、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し、策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させる必要がある。

については、各府省庁の行動計画にある目標年次である令和2年度末までの個別施設計画の策定と合わせ、その内容等を反映するため令和3年度末までに総合管理計画の改訂に取り組むことといたしたい。

2 個別施設計画の策定について

(1) 目的

総合管理計画の施設類型ごとに統一的な点検診断結果に基づく要修繕箇所の洗出しと精査に取り組み、次項の記載内容について整理する。なお、教育委員会所管施設については、教育委員会において取り組むこととする。総合管理計画における施設類型ごとの基本方針に基づき、平成30年4月25日付事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」（総務省自治財政局財務調査課）の趣旨を踏まえた内容とする。

(2) 記載内容

- ア 対象施設
- イ 計画期間
- ウ 対策の優先順位の考え方
- エ 個別施設の状態等

オ 対策内容と実施時期

カ 対策費用

(3) 対象施設

総合管理計画が対象としているすべての建築系公共施設（ただし、個別施設計画を策定するもしくは策定している学校教育系施設、市営住宅を除く。）

3 公共施設等総合管理計画の改訂について

(1) 目的

平成30年4月25日付事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」（総務省自治財政局財務調査課）の趣旨を踏まえた内容に改訂する。

(2) 主な改訂内容

ア 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

イ ユニバーサルデザイン化の推進方針の追加

4 全体スケジュール（案）

